

仰星ニュースレター**ワンポイント会計基準****vol. 154 「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取り扱い」
の公表について**

企業会計基準委員会は、平成 30 年 3 月 14 日に実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取り扱い」（以下、「本実務対応報告」とします。）を公表しました。

本実務対応報告は、仮想通貨の会計処理及び開示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的としています。今回は、本実務対応報告で規定されている仮想通貨利用者の会計処理等をご説明します。

1. 仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理**(1) 期末における仮想通貨の評価に関する会計処理**

仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨について活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理します(本実務対応報告 5 項)。

一方で、活発な市場が存在しない場合は、取得価額をもって貸借対照表価額とします。ただし、期末における処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)が取得原価を下回る場合には、当該処分見込額をもって貸借対照表価額とし、取得価額と当該処分価額との差額は当期の損益として処理します(本実務対応報告 6 項)。

(2) 活発な市場の判断基準

活発な市場が存在する場合とは、仮想通貨利用者の保有する仮想通貨について、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいいます(本実務対応報告 8 項)。

(3) 活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格

仮想通貨利用者は、保有している活発な市場が存在する仮想通貨の期末評価において、市場価額として仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で取引の対象とされている仮想通貨の取引価額を用いるときには、保有する仮想通貨の種類ごとに、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における

取引価額(取引価額がない場合には、仮想通貨取引所の気配値又は仮想通貨取引所が提示する価格)を用います。

なお、期末評価に用いる市場価格には取得又は売却を要する付属費用は含めないものとされています(本実務対応報告 9 項)。

2. 仮想通貨の売却損益の会計処理

(1)認識時点

仮想通貨利用者は、仮想通貨の売却損益を当該仮想通貨の売買の合意が成立した時点において認識します(本実務対応報告 13 項)。

(2)表示方法

仮想通貨利用者が仮想通貨の売却取引を行う場合、当該仮想通貨の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を損益計算書に表示します(本実務対応報告 16 項)。

3. 適用時期

本実務対応報告は、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用します。ただし、本実務対応報告の公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用することができます(本実務対応報告 18 項)。